

概 要

被災者の自殺は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

要 旨

1 事案の概要及び経過

被災者は、平成〇年〇月〇日に入社し、理容室の複数店舗を管理するマネージャー職に就き、担当する店舗を巡回し各理容室の管理及び技術指導の業務に従事していた。

平成〇年〇月〇日、被災者は橋の欄干に荷造りロープを二重に首に巻き、下半身まで水につかり縊死した。

審査請求人(以下「請求人」という)は、「休日出勤、長時間労働、上司からのプレッシャー、部下の問題などによりうつ病になり公園の橋にロープをかけ自殺した。」として、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の疾病及び自殺は業務上の事由によるものであるとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

被災者は、会社の為、長時間労働、休日出勤をしていた。売り上げなどに対する上司からのプレッシャー、部下の問題などの業務による精神的疲労でうつ状態になり追い詰められて自殺したものである。

よって、業務上の災害とは認められないとした監督署長の不支給決定処分は誤りである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

(1) 発症時期

請求人は I C D - 10 診断ガイドラインに示されている「F32 うつ病エピソード」を少なくとも平成〇年〇月から〇月頃に発症したと認められる。

(2) 業務による心理的負荷の評価

精神障害の発病前おおむね 6 か月における発病に関与したと考えられる業務による出来事は次のものがある。

ア 北海道の寮で水漏れ事故が発生し対応に当たったこと

この出来事の類型は「仕事の失敗、過重な責任の発生等」、具体的な出来事は「会社で起きた事故(事件)について、責任を問われた」に類推適用することが妥当であり、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。心理的負荷の強度を修正する視点を検討すると、被災者が直接水漏れ事故の解決に対応していることはなく、責任も発生していない。よって、心理的負荷の強度は「Ⅰ」へ修正することが妥当である。

イ 被災者が担当する理容室の店舗改装の話が持ち上がったこと

この出来事の類型は「仕事の量・質の変化」、具体的な出来事は「仕事内容・仕事量の大きな変化を生じさせる出来事があった」に類推適用することが妥当であり、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。心理的負荷の強度を修正する視点を検討すると、被災者が直接改装工事に携わることはなく、被災者の仕事は改装後に発生するものであるが、実際に改装工事はおこなわれていない。よって、心理的負荷の強度は「Ⅰ」へ修正することが妥当である。

出来事が持続する程度について検討すると、特に評価することは認められず、出来事の前後において同種の労働者と比較しても恒常的な長時間労働の状態も認められない。

(3) 業務以外の心理的負荷の評価及び個体側要因の評価

業務以外の要因について、発病前おおむね6か月間に請求人が受けた業務以外の出来事は認められず、個体側要因については、メランコリー親和型性格傾向が窺われ、発病に少なからず関与していた可能性は否定できないと考えられる。

(4) 結論

以上より、被災者に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められず、被災者の死亡も業務上の事由によるものとは認められないものである。

4 審査官の判断

(1) 発症時期

請求人はICD-10診断ガイドラインに示されている「F32 うつ病エピソード」を平成〇年〇月から〇月にかけて発症したと認められる。

(2) 業務による心理的負荷の評価

請求人は、業務による心理的負荷について、①担当する店舗の増加、②スタッフの退職問題、③幹部辞退の申し出、④売上目標のノルマ、⑤水漏事故の発生、⑥店舗の改装、⑦長時間労働等を主張しているのでこれらについて判断する。

ア ①、②、③は、発症前おおむね6か月間の相当以前のことであり、評価の対象にならない。

イ ④は、売上目標のノルマはあるが、目標に達成出来ない場合のペナルティーはなく、目標達成のために不合理なことが行われていたとの証言も存在せず、通常の業務の範囲内と判断されるため、出来事としての評価の対象にならない。

ウ ⑤の水漏事故の発生は、具体的出来事「会社で起きた事故（事件）について、責任を問われた」に類推適用することが妥当であり、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。心理的負荷の強度を修正する視点を検討すると、被災者が直接水漏れ事故の解決に対応していることはなく、責任も発生していない。よって、心理的負荷の強度は「Ⅰ」へ修正することが妥当である。

エ ⑥の店舗の改装については、具体的出来事「仕事内容・仕事量の大きな変化を生じさせる出来事があった」に類推適用することが妥当であり、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。心理的負荷の強度を修正する視点を検討すると、被災者が直接改装工事

に携わることはなく、被災者の仕事は改装後に発生するものであるが、実際に改装工事はおこなわれていない。よって、心理的負荷の強度は「I」へ修正することが妥当である。出来事後の状況が持続する程度について検討すると、他に評価すべき事項も認められず、出来事の前後において同種の労働者と比較しても恒常的な長時間労働の状態も認められない。また、特別な出来事等に該当する事柄は、認められない。

(3) 業務以外の心理的負荷の評価及び個体側要因の評価

業務以外の要因について、発病前おおむね6か月間に請求人が受けた業務以外の出来事は認められず、個体側要因については、メランコリー親和型性格傾向が窺われ、発病に少なからず関与していた可能性は否定できないと考えられる。

(4) 結論

上記のとおり、被災者は「判断指針」に示す対象疾病に該当する精神障害を発病していることは認められるが、業務による心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

以上のことから、被災者の本件疾病の発症は、業務上の事由によるものであるとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してなした遺族補償給付等を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。